

5分でわかる 相続の本

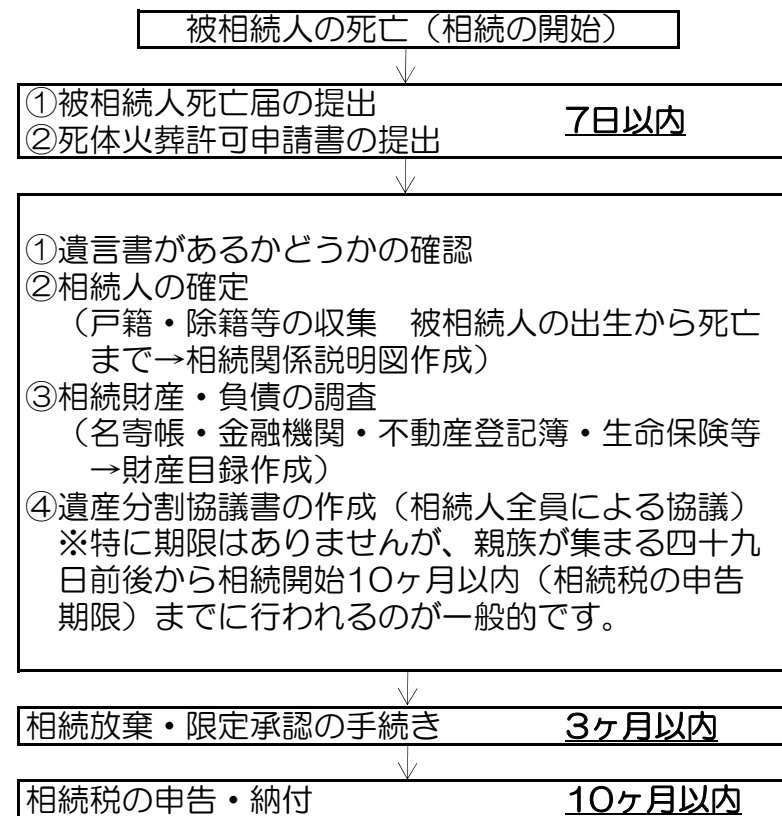
予備知識としてご利用下さい
ご自由にお持ち帰りください



◎相続手続きの手順



相続はご遺族のつらい心情とは無関係に、数多くの相続手続きが必要になります。相続の開始（亡くなった時）から順に、大まかな流れを説明します。



※特にマイナスの財産が多い場合に3ヶ月以内に相続放棄または限定承認の手続きをとらないと、自動的に単純承認（P2参照）した事になります。

◎相続の方法は

単純承認（プラスの財産が多いとき）

プラスの財産もマイナスの財産も全て無条件で引き継ぐ方法です。

相続放棄（マイナスの財産が多いとき）

遺産のすべてを放棄し、一切の財産を相続しない方法です。相続放棄は相続開始を知ってから**3ヶ月以内**に家庭裁判所に申述しなくてはなりません。

限定承認（どちらが多いか不明のとき）

遺産のなかに財産（プラス）と負債（マイナス）があった時、プラスの限度においてマイナスの財産も相続し、それ以上のマイナス財産は相続しない方法です。手続きは3ヶ月以内、相続人全員が一致する必要があります。

相続において3ヶ月ルールはとても大切です。
注意しましょう！



◎相続財産

相続の対象となる財産は土地・建物や預貯金などのプラスの財産だけではなく、亡くなった方の借金もマイナスの財産になり相続の対象となります。

プラスの財産

- ・現金・預貯金
- ・不動産（土地・建物）
- ・国債・株券
- ・自動車
- ・貴金属 など

マイナスの財産

- ・借金
- ・住宅ローン
- ・地代、家賃の未払い分
- ・未払いの税金 など

財産とはならないもの

- ・お墓
- ・仏壇 など



◎誰にどれだけの相続分があるの？

1.配偶者（夫・妻）＋子（養子も含む）

配偶者・・・1/2

子・・・・・・1/2

子供が複数の場合は、2分の1を人数で均等に割る。

↓
亡くなった方に子がない
↓

2.配偶者（夫・妻）＋直系尊属（亡くなった方の父母・祖父母）

配偶者・・・2/3

直系尊属・・・1/3

直系尊属が複数の場合は、3分の1を人数で均等に割る。

↓
亡くなった方の父母・祖父母はすでに死亡
↓

3.配偶者（夫・妻）＋兄弟姉妹

配偶者・・・3/4

兄弟姉妹・・・1/4

兄弟姉妹が複数の場合は、4分の1を人数で均等に割る。
兄弟の一人がすでに亡くなっている時は、その子（被相続人のおい・めい）のみ一代に限り引継げます。

※配偶者が既に亡くなっている時は子（養子も含む）だけが相続人です。

※婚姻届を出していない内縁関係にある方は相続人にはなりません。

※遺言があれば遺言が優先されます。（遺留分についてはP6参照）

◎遺言がある場合とない場合ではどう違う？

相続人は配偶者だけではありません。夫婦の間に子どもがいないと亡くなった方の両親や兄弟姉妹が相続人に加わります。次のような方は遺言を作成することをお勧めします。

例えば

- ・夫婦の間に子どもがいらない
- ・個人で事業を営んでいたり、農業に従事していて相続人の一人が承継してくれている
- ・相続人がまったくいない
- ・内縁の妻がいる
- ・子や両親はいない。日頃疎遠な兄弟姉妹に財産を譲りたくなく、配偶者にすべての財産を譲りたい。

その他にも子どもの認知等、遺言で残しておけることはたくさんあります。ご相談ください！

◎正しい遺言を残すには

遺言は気持ちを書いておけばいいというものではありません。決まった様式があります。もしものときに効力があるものでなければいけません。専門家にご相談ください。

行政書士
鶴巻正一（ツルマキマサイチ）が
フォローします！



◎相続≡二知識

相続登記

相続を原因とする土地や建物の所有権の移転を法務局に届けることです。

期限はありませんが、遅れると手続きが面倒になります。

遺留分（いりゅうぶん）

相続人に最低限保証された相続分です。遺言によって侵害された場合には請求できます。（兄弟姉妹に遺留分はありません。）請求には期限がありますのでご注意ください。

寄与分（きよぶん）

故人の財産の形成や療養介護に特別に貢献寄与した人は相当分を相続人間の協議か家庭裁判所の審判により取得できます。

特別受益（とくべつじゅえき）

相続人の中で故人から生前特別な贈与を受けていた人に対する不公平を考えて設けられた制度です。

一人だけ大学の学費を出してもらった、特別な嫁入りしたくをしてもらった人等、もらい過ぎていた分だけ少なくなるのが特別受益分です。



どうでしょうか、ざっくりと説明させていただきましたが参考になりましたでしょうか。

初七日～四十九日すぎたら細部のことは

ツルマキマサイチ

行政書士 鶴巻正一 にご相談ください。



個別相談も承ります。

どうぞ遠慮なくお申し出ください。

コミュニティステーション

オフィス・トゥー・ワン

(有)ツルマキ測量事務所

鶴巻土地家屋調査士・行政書士事務所

新潟事務所 新潟市中央区笹口二丁目2番地20 ベル・カナン新潟駅南201号

〒950-0911 TEL (025) 210-7765 FAX (025) 210-7799

本社 五泉市村松乙228番地(五泉市役所村松支所前)

〒959-1705 TEL (0250) 58-1775 FAX (0250) 58-1779